

佐倉市こども家庭センター

～ 妊娠期から出産・子育て期までの総合相談窓口 ～

こども家庭センターとは

妊産婦や乳幼児の保護者の相談に対応する母子保健の機能と、さまざまな心配ごとを抱えた家庭の相談に対応する家庭児童相談の機能が統合した総合相談窓口です。

子育てに不安や悩みを抱えている保護者がより地域で安心して子育てできるように、妊娠期から出産・子育て期(18歳未満)までのさまざまな相談に、専門職が家庭に寄り添い支援していきます。相談内容や希望に応じて、子育ての支援機関やサービスを案内して地域での子育てをサポートします。相談は、窓口での相談、電話やメールのほか、家庭に訪問してお話を伺います。



このようなお困りのことはありませんか？

- 子育てでイライラして、ついこどもに暴力をふるってしまう。
- 配偶者やパートナーから暴力・暴言を受けている。
- ヤングケアラーかもしれない気になるこどもがいる。
- 妊娠や出産への悩み、不安がある。
- こどもの発達、発育の遅れが気になる。
- 育児をしたくない、こどもがかわいいと思えない。



佐倉市こども家庭センター にご相談ください ※平日 8:30-17:15

● こども家庭課

☎043-484-6263

kodomokatei@city.sakura.lg.jp



こども家庭課



各センター

- 健康管理センター(臼井・千代田・佐倉地区)
☎043-485-6712
 - 西部保健センター(志津地区)
☎043-463-4181
 - 南部保健センター(根郷・和田・弥富地区)
☎043-483-2812
 - 志津北部地域子育て世代包括支援センター
☎043-463-6835
 - 市役所子育て世代包括支援センター
☎043-484-6246
- (共通)boshihoken@city.sakura.lg.jp

STOP！ こども虐待

みんなの力で
こどもたちの笑顔を守ろう！



こども虐待は、こどもの心身を傷つけ、人権を侵害する行為です。
早めの発見・支援がこどもや家庭を守ります。
「おかしいな？」と感じたら迷わずご連絡ください。

こども虐待の種類

● 身体的虐待

殴る、蹴る、やけどを負わせる、閉じ込める、戸外にしめだすなど

● 心理的虐待

言葉によるおどし、無視、きょうだい間の差別、DVを目撃させるなど

● ネグレクト

適切な養育を怠っている(食事を与えない、衣類が不衛生、学校に行かせない)

● 性的虐待

性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど

虐待の疑いのあるこどもを発見した場合、通告(相談や連絡)することは義務であり、あなたができる支援の第一歩です。

- こどもを守ることが最優先であり、通告は個人情報保護より優先します。
- 相談や連絡したかたの秘密は守られます。
- 通告の内容が事実として確認されなくても、通告したかたの責任は問われません。

虐待に関する相談・連絡先

● 佐倉市役所 こども家庭センター

平日8:30~17:15 ☎043-484-6263



● 児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189(24時間)

※今、目の前で進行している暴力を止める場合は 110番
※重篤な身体への傷害、命が危ぶまれる場合は 119番